

# 一般貸切旅客自動車運送事業者の 原価報告書について

---

国土交通省 北海道運輸局  
旅客第一課  
令和7年6月25日

1. 原価報告書に係る背景・概要について
2. 原価報告書の作成方法・提出方法等について
3. 原価報告書に関するQ & A

# 1. 原価報告書に係る背景・概要について

## 背景

- 貸切バス事業者が旅行業者等からの運送の引き受けに際して取引されている手数料等（名目を問わず運送申込者である旅行業者等に支払う金銭）については、従前より通達(※1)において規定
- 貸切バス事業の原価には旅行業者等に支払う手数料等も含まれていることから、過大な手数料等が安全確保経費（以下「安全コスト」という。）を阻害する場合には、道路運送法第10条の「運賃の割戻し」の対象としているところ
- 令和5年8月に基準額を下限額とする公示運賃の見直し(※2)を実施したことにより、貸切バス事業者の届出運賃における安全コスト額が明確になることを踏まえ、当該通達を改正する必要がある

※1 「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」  
（平成31年3月29日付け国自旅第307号）

※2 公示運賃見直しのポイント（令和5年8月）  
・運賃下限額の引き上げとともに上限額の撤廃

## 業界としての取組

- 令和6年7月、バス業界も自社の安全コストを把握しなければ、旅行業界と適正に取引することは困難との考えから、バス協会が会員事業者向けに「安全コスト」算出に関する研修を実施
- 令和7年3月、第13回「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」フォローアップ会合で、バス協会より「安全コスト」の算定等に係る提起がなされる

## 今後のスケジュール

- 令和7年6月20日 改正通達 及び 原価報告書の報告義務付け通達の公布・施行
- 令和7年7月 9日 原価報告書 提出期限

# 1. 原価報告書に係る背景・概要について

## 概要

- 個別の運送取引における運賃・料金の割戻しの判断基準について、現行においては、貸切バス事業者の直近の実績事業年度1年間の原価に占める安全コストの割合（以下「**安全コストの割合**」という。）を算定
- 個別の運送における運賃及び料金に占める手数料等の率が**安全コストの割合**を割り込んでいる場合は、貸切バス事業者を運賃・料金の割戻しとして行政処分を行っている
- 今後、貸切バス事業者に対して旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）に基づき届出運賃における**安全コスト額**の報告を求めるとともに、個別の運送における運賃及び料金から手数料等の額を控除した結果、当該**安全コスト額**を下回っている場合は貸切バス事業者を運賃・料金の割戻しとして行政処分を行うこととする

（例：直近の実績事業年度1年間の原価に占める安全コストの割合が80%の事業者の場合）  
（構成比 100%）

安全確保経費（安全コスト）：80%

その他の経費：20%

割戻しの判断基準

下限運賃10万円

契約運賃：10万円

安全コスト額：8万円

手数料等：1.5万円  
(15%)

手数料等：2.5万円  
(25%)

契約運賃：12万円

○ ケース1

× ケース2

手数料等：3万円(25%)

○ ケース3

手数料等：4.2万円(35%)

× ケース4

○・・・割戻し違反ではない

×・・・割戻し違反のおそれあり

# 1. 原価報告書に係る背景・概要について

## 安全確保経費（安全コスト）とは

- 過大な手数料によって安全確保経費（安全コスト）を阻害しているか否かは各事業者の年間の費用により判断
- 安全確保経費（安全コスト）は個社ごとに算定

## 原価報告書

(千円)

|         |       |            |  |
|---------|-------|------------|--|
| 費用      | ① 営業費 | 人件費（基準賃金等） |  |
|         |       | 人件費（基準外賃金） |  |
|         |       | 燃料油脂費      |  |
|         |       | 車両修繕費      |  |
|         |       | 車両減価償却費    |  |
|         |       | 施設賦課税      |  |
|         |       | 車両保険料      |  |
|         |       | ②手数料等      |  |
|         |       | その他経費      |  |
|         |       | 小計         |  |
|         | 管理一般費 | 人件費        |  |
|         |       | その他経費      |  |
|         |       | 小計         |  |
|         | 営業外費用 | 金融費用       |  |
|         |       | その他経費      |  |
|         |       | 小計         |  |
|         | 適正利潤  |            |  |
| ③安全運行経費 |       |            |  |
| ④合計額    |       |            |  |

### A 安全確保経費（安全コスト額）

①営業費－②手数料等＋③安全運行経費

＋

### B 安全を直ちには阻害しない経費

④合計額－A安全確保経費（安全コスト額）

＝

C 原 価

| 原 価            |   | 原価に占める割合 |
|----------------|---|----------|
| 安全確保経費（安全コスト額） | A | %        |
| その他の経費         | B | %        |
| 原価の合計額         | C | 100%     |

## 2. 原価報告書の作成方法・提出方法等について

### 作成に使用する資料

- ①一般貸切旅客自動車運送事業原価報告書【提出用指定様式】（Excel）
- ②一般貸切旅客自動車運送事業の原価報告書作成マニュアル（PDF）
- ③事業報告書（作成する原価報告書と同じ事業年度分）
- ④最新の「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届」
- ⑤各事業者が管理している当該事業年度の「総走行時間、乗務時間、点呼点検時間」がわかる資料（任意様式）
- ⑥各事業者が事業用に作成している「貸切事業用車両を管理している固定資産台帳」（任意様式）

### 作成方法

- 一般貸切旅客自動車運送事業の原価報告書作成マニュアル（PDF） をご覧いただきつつ、  
一般貸切旅客自動車運送事業原価報告書【提出用指定様式】（Excel） の緑の欄に数値等を入力して作成ください。

- 作成に関しご不明点がございましたら、以下の連絡先までご連絡ください。

|                   |                                        |                  |
|-------------------|----------------------------------------|------------------|
| ●札幌運輸支局 輸送・監査担当   | : hkt-sapporo-ryokaku01@gxb.mlit.go.jp | TEL:011-731-7167 |
| ●函館運輸支局 輸送・監査担当   | : hkt-hakodate-yusou01@gxb.mlit.go.jp  | TEL:0138-49-8863 |
| ●旭川運輸支局 輸送・監査担当   | : hkt-asahikawa-yusou01@gxb.mlit.go.jp | TEL:0166-51-5272 |
| ●室蘭運輸支局 輸送・監査担当   | : hkt-muroran-yusou01@gxb.mlit.go.jp   | TEL:0143-44-3012 |
| ●釧路運輸支局 輸送・監査担当   | : hkt-kushiro-yusou01@gxb.mlit.go.jp   | TEL:0154-51-2514 |
| ●帯広運輸支局 企画輸送・監査担当 | : hkt-obihiro-yusou01@gxb.mlit.go.jp   | TEL:0155-33-3286 |
| ●北見運輸支局 企画輸送・監査担当 | : hkt-kitami-yusou01@gxb.mlit.go.jp    | TEL:0157-24-7631 |
| ●北海道運輸局 旅客第一課     | : hkt-kashikiri01@ki.mlit.go.jp        | TEL:011-290-2741 |

## 2. 原価報告書の作成方法・提出方法等について

### 提出期限

#### ○令和6年度分（令和6年4月1日が含まれている事業年度）

- ・事業年度が 4月1日から 3月31日の場合 → 令和6年 4月1日から令和7年 3月31日の事業年度分
- ・事業年度が 1月1日から12月31日の場合 → 令和6年 1月1日から令和6年12月31日の事業年度分
- ・事業年度が10月1日から 9月30日の場合 → 令和5年10月1日から令和6年 9月30日の事業年度分
- ・事業年度が 5月1日から 4月30日の場合 → 令和5年 5月1日から令和6年 4月30日の事業年度分



今年度は、事業年度の時期にかかわらず、**全ての事業者様は令和7年7月9日**が提出期限となります。

#### ○令和7年度以降の分



**毎事業年度終了100日後**が提出期限となります。※事業報告書と同じ提出期限となります。

### 提出方法・提出先

#### ○作成いただきましたら、PDFに変換せずExcel形式のまま<sup>x</sup>

Excelの名称を【〇〇株式会社【原価報告書】 R6年度 北海道運輸局管内分】と変更していただいたうえで、以下のメールアドレスあてにご提出ください。

#### ○なお、提出先は、主たる事務所を管轄する運輸支局となります。複数の地方運輸局管轄に営業所がある場合は、各運輸局毎にExcelを用意いただき（Excel「原価計算書（入力用）」シートの運輸局ブロックのリストを変更）、主たる事務所を管轄する運輸支局に一括してメール提出してください。

（例：北海道札幌市に主たる事務所があり、北海道札幌市・神奈川県横浜市・福岡県福岡市に営業所（全3つ）がある場合  
→北海道・関東・九州運輸局分の3通りのExcelをご用意のうえ、3つ全て札幌運輸支局にメール提出してください）

- 札幌運輸支局 輸送・監査担当 : hkt-sapporo-ryokaku01@gxb.mlit.go.jp
- 函館運輸支局 輸送・監査担当 : hkt-hakodate-yusou01@gxb.mlit.go.jp
- 旭川運輸支局 輸送・監査担当 : hkt-asahikawa-yusou01@gxb.mlit.go.jp
- 室蘭運輸支局 輸送・監査担当 : hkt-muroran-yusou01@gxb.mlit.go.jp
- 釧路運輸支局 輸送・監査担当 : hkt-kushiro-yusou01@gxb.mlit.go.jp
- 帯広運輸支局 企画輸送・監査担当 : hkt-obihiro-yusou01@gxb.mlit.go.jp
- 北見運輸支局 企画輸送・監査担当 : hkt-kitami-yusou01@gxb.mlit.go.jp

### 3. 原価報告書に関するQ&A

#### Q & A（作成方法について）

Q1. 「原価計算書（入力用）」シートに届出運賃を入力する箇所がありますが、独自運賃額を適用している場合、どのように入力すれば良いのでしょうか。

A. 自動で表示される公示運賃額（Excel関数）は削除いただき、適用している下限運賃額を手入力してください。

Q2. 「算出基礎資料（入力用）」シートの「◎輸送力」の乗務時間は、どのように集計すれば良いのでしょうか。

A. 各事業者で管理している当該事業年度の「総走行時間、乗務時間、点呼点検時間」がわかる資料を基に集計してください。管理している資料の内容によって集計方法は変わりますが、例えば、日報等から乗務時間を抜き出していく方法等が考えられます。

Q3. 「算出基礎資料（入力用）」シートの「◎輸送力」の乗務時間には、どのような時間が含まれるのでしょうか。

A. 出庫から帰庫までの時間です。交替運転者の乗務時間がある場合は、当該時間は合算します。また、休憩時間も含みます。いわゆる「スクールバス特例」や、「分割休息」を適用している場合は、時間制運賃における乗務時間の考え方と同様に考えることになります。なお、貸切バス事業に係る乗務時間のみを含めることになるため、乗合バス等の別事業や、自家用車の乗務時間は含めません。

Q4. 「算出基礎資料（入力用）」シートの「◎輸送力」の点呼点検時間は、実際に点呼点検にかかった時間とするのでしょうか。もしくは、時間制運賃の考え方に基づき出庫前点呼1時間、帰庫後点呼1時間、合計2時間とするのでしょうか。

A. 時間制運賃の考え方に基づき出庫前点呼1時間、帰庫後点呼1時間、合計2時間となります。

### 3. 原価報告書に関するQ&A

#### Q & A（作成方法について）

Q5. 「算出基礎資料（入力用）」シートの「◎輸送力」の乗務時間には、パート勤務等の運転者の分も含めるのでしょうか。

A. 貸切バスの運転者として選任している方の時間は全て含める必要があります。

Q6. 「算出基礎資料（入力用）」シートの「◎車両」の車両使用平均年数は、どのように算出すれば良いのでしょうか。

A. 事業年度末時点において保有している車両の使用年数の平均値を、車種区分毎に算出することになります。各事業者における使用年数であり、車齢の平均値ではありませんのでご注意ください。

例) 大型5両、中型4両所有

大型5両すべての使用年数が3年

⇒大型車 3年

中型4両の使用年数がそれぞれ12年、12年、9年、2年

⇒ $(12年 + 12年 + 9年 + 2年) \div 4両 = 8.75年$

⇒中型車 9年 ※小数点以下四捨五入

Q7. 「算出基礎資料（入力用）」シートの「◎車両」の期中平均車両数は、どのように算出すれば良いのでしょうか。

A. 事業年度中において保有している車両数の平均値を、車種区分毎に算出することになります。

算出の計算式は、【(当該事業年度中の)延実在日車数 $\div$ 365日】です。

※小数点以下四捨五入

※新規許可事業者や休止から再開したばかりの事業者等、当該事業年度中に365日間貸切バス事業を行っていない場合は、365日ではなく、事業を行っていた日数で割るようにしてください。例えば、当該事業年度中に210日間のみ貸切バス事業を行っていた場合、「 $\div$ 210日」として計算してください。

### 3. 原価報告書に関するQ&A

#### Q & A（作成方法について）

Q8. 「算出基礎資料（入力用）」シートの「◎安全運行に係る経費」には、どのような経費が含まれるのでしょうか。

A. 各項目について、当該事業年度中に実際に発生した経費を含めてください。なお、例えば高額の機器を購入した場合等、減価償却している場合は、事業報告書の損益明細表（貸切事業）で当該機器をどのように計上しているかに合わせて入力してください。

Q9. 「算出基礎資料（入力用）」シートの「◎資本報酬」の車両簿価は、どのように算出すれば良いのでしょうか。

A. 各事業者が作成している「貸切事業用車両を管理している固定資産台帳」に記載されている貸切バスの固定資産費用を計上してください。なお、固定資産に計上していないリース車両の費用がある場合は、当該車両を減価償却していると仮定した車両簿価を計算いただき、含めてください。

Q10. 「算出基礎資料（入力用）」シートの「◎資本報酬」のその他固定資産簿価は、どのように算出すれば良いのでしょうか。

A. 【当該事業年度の貸借対照表の有形固定資産合計 － 固定資産台帳の貸切バス事業用車両の簿価】で算出してください。

Q11. 新規許可事業者や休止していた事業者等、前年度の実績がない事業者については、どのように原価報告書を作成すれば良いのでしょうか。

A. 事業計画に基づく合理的で適切な将来予測等により作成してください。また、新規許可事業者の場合は、新規許可申請時の書面や開始貸借対照表等も参考にしてください。

### 3. 原価報告書に関するQ&A

#### Q & A（作成方法について）

Q12. 事業年度が変わった場合は、どのように原価報告書を作成すれば良いのでしょうか。

A. 期間変更後の事業年度に合わせた1年分の原価報告書を作成いただき、当該事業年度終了後100日以内にご提出してください。

Q13. 「原価計算書（入力用）」シートに届出運賃を入力する箇所がありますが、現在コンピューター車がない3車種区分を適用している場合、どのように入力すれば良いのでしょうか。

A. 自動で表示される運賃額は4車種区分での公示運賃額ですので、Excel関数を削除いただき、3車種区分における公示運賃額を手入力してください。

### 3. 原価報告書に関するQ&A

#### Q&A（その他の内容）

Q14. なぜ原価報告書を事業年度毎に報告することになったのでしょうか。

A. これまでの運賃割戻し違反の背景には、貸切バス事業者自らが自社の安全コストを把握していない実態があったため、各事業者に対し安全コストの算出・報告を求めることとしました。また、報告いただいた安全コストの情報を事前に把握したうえで運輸局による監査や適正化実施機関による巡回指導を行うことにより、割戻し違反の疑いがあった場合に、これまでよりも早いスケジュール感で調査することができるようになると考えております。

Q15. 手数料が発生しない運送（学校送迎等）のみをしている貸切バス事業者でも報告する必要はあるのでしょうか。

A. 貸切バス事業の許可を受けている事業者である以上、学校送迎のみ等事業内容を限定されて許可を受けているわけではございません。過去の運行内容を基にその事業者を報告対象外として取り扱うことは困難であり、安全を確保するという観点から全社が的確に安全コストを把握し、報告すべきであると考えています。

Q16. 原価報告書は同じ事業年度の事業報告書と同時に提出しなくてはならないのでしょうか。

A. 定めている提出期限内（事業年度終了後100日以内）であれば、必ずしも同時にご提出いただく必要はございません。

Q17. 過大な手数料等についての問題は、貸切バス事業者側の対策だけではなく、旅行業者側での対策も必要になりますが、旅行業者に対してはどのような対策をしているのでしょうか。

A. 今回の改正内容については観光庁とも調整しており、引き続き、旅行業者等に対する立ち入り調査等を一体的に実施し、行政処分の実施について適切に判断します。

### 3. 原価報告書に関するQ&A

#### Q & A（その他の内容）

Q18. 過大な手数料を抑制する目的のため、各貸切バス事業者の安全コスト額を公表すべきではないでしょうか。

A. 各貸切バス事業者の安全コスト額については、不正競争防止法（平成5年法律第47号）に基づく「営業秘密」として損害賠償や罰則の対象となるおそれがあるため、公表することはできません。なお、「営業秘密」に関してご不明点がございましたら、経済産業省にお問い合わせいただければと思います。

Q19. 自社の安全コスト額を取引先の旅行業者に教えても良いのでしょうか。逆に、旅行業者は取引先の貸切バス事業者から安全コスト額の情報を取得して良いのでしょうか。

A. 各貸切バス事業者の安全コスト額については、不正競争防止法（平成5年法律第47号）に基づく「営業秘密」として損害賠償や罰則の対象となるおそれがあるため、取引先の会社に教えたり、逆に取引先から情報を取得することはないようにご注意ください。なお、「営業秘密」に関してご不明点がございましたら、経済産業省にお問い合わせいただければと思います。

Q20. 令和7年秋頃に貸切運賃の改正が予定されており、改正後に運賃変更届出を提出することになると思いますが、その際に内容を修正のうえ再度原価報告書を提出する必要はあるのでしょうか。

A. 運賃変更届出の際に原価報告書を改めてご提出いただく必要はございません。事業年度ごとの報告となるため、通常どおり事業年度終了後100日以内に、運賃変更届出の内容を反映させた原価報告書をご提出ください。